

# 阪急阪神ホテルズなど3社 虚偽表示で措置命令

消費者庁

食材の虚偽表示問題で、消費者庁は19日、阪急阪神ホテルズ（大阪市）と阪神ホテルシステムズ（同）、近畿日本鉄道が運営するホテルなどで、実際に使った食材と異なるメニュー表示をしたのは景品表示法違反（優良誤認など）に当たるとして、再発防止を求める措置命令を出した。

対象となったのは3社合わせて15施設の55の料理。全国のホテルや百貨店などで相次ぎ発覚した食材虚偽表示で国が行政処分を出すのは初めて。消費者庁によると、阪急阪神ホテルズは2007年1月～13年10月、ホテルなど5施設で、有機野菜を使用していないのに「有機野菜のアチサラダ」などと表示した。阪神ホテルシステムズはザ・リッツ・カールトン大阪は06年4月～13年10月、ルームサービスや館内レストランで、プラスチックタイガーを「車海老」、バナマイエビを「芝海老」などと表示した。近鉄は10年9月から13年10月、子会社を通じて運営する9つの旅館・ホテルでブラジル産鶏肉を使いながら「大和地鶏唐揚げ」と表示するなどし、また同社が旅行情報サイトで、旅館で大和肉鶏鍋を提供していると表示しながら13年2月以降は提供がなかったのは、景品表示法が禁じるおとり広告に当たるとした。

消費者庁は11月中旬、景品表示法違反の疑いで3社に再発防止を求めた。3社は「再発防止を促す」として、各社が再発防止策を講じた。また同社が旅行情報サイトで、旅館で大和肉鶏鍋を提供していると表示しながら13年2月以降は提供がなかったのは、景品表示法が禁じるおとり広告に当たるとした。

見づかり、阪神ホテルシステムズは消費者への周知が不十分だったことから、従わないと罰則の対象になる措置命令を出す必要があると判断した。措置命令を受け、各社は「多大な迷惑をおかけしたことを深くおわびする。今後このようなことが起きないように再発防止に取り組み」などとコメントを出した。

## 「信頼回復に努める」

### 食材偽装 県の指導に近鉄

近鉄系列の旅館・ホテルでの一連の食材偽装問題は、消費者庁と県が19日、景品表示法に基づき措置命令や行政指導を近鉄に出したことで、一応の節目となった。観光県のイメージを損ねただけに、この日も県側からは「非常に残念で憤りを感ずる」と厳しい言葉が飛び交った。消費者庁とは別に、食材偽装の指導に近鉄が関われた。近鉄は「信頼回復に努める」と強調し、食材の生産者は「地元ブランドのPRに協力」と求めた。県は19日午後、近鉄の米田宗弘執行役員（近鉄旅館システムズ社長）を呼び、影山清（近鉄執行役員）から「県側から行政指導の文書を手渡し、消費者庁とは別に、景品表示法違反の疑いで3社に再発防止を求めた。3社は「再発防止を促す」として、各社が再発防止策を講じた。また同社が旅行情報サイトで、旅館で大和肉鶏鍋を提供していると表示しながら13年2月以降は提供がなかったのは、景品表示法が禁じるおとり広告に当たるとした。」と述べた。

消費者庁と同様、計13項目の違反を指摘。奈良万葉岩の宿三笠（奈良市）などでメニューに「和牛ステーキ」と記載しながら、実際は成型肉を使ったことなどが同法で定めると認定した。迅速性の観点から指導の対象外とした偽装もあり、「問題がない」と判断したわけがない」とくきを刺した。

米田執行役員は取材に対し「メニュー表示に関する社員教育に取

り組んでいる」と現状を説明。有識者委員会の提言を受けながら、料理部門と総務部とのコミュニケーションなど組織の改善を図る考えを明らかにした。

偽装された食材の一つ「大和肉鶏」を出荷する樫塚養鶏場の代表、樫塚凱一さん（78）は五條市は「道義的な責任を感じ、今後は無きようにしてほしい。大和肉鶏を使ってたくさんの人に食べてもらい、県の特産品のPRに協力してもらいたい」と話した。

【約田祐喜、小坂剛志、宮本翔平】



影山清・（左）副社長から指示文書を受け取る米田宗弘・近鉄執行役員（右）＝県庁で